

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名		姫路市立南大津公民館大規模改修等（機械）工事
施工場所		姫路市大津区勘兵衛町一丁目18番地2
施工期限		令和9年（2027年） 6月30日限り
工事概要		公民館の大規模改修 改修面積 約365㎡ 昇降機棟の増築 鉄骨造 2階建 延べ面積 約24㎡ 上記に係る機械設備工事
開札予定日時		令和8年（2026年） 10月 9日 午前10時30分
前金払の有無		有
中間前金払の有無		有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）
部分払の有無		有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）
支払区分		支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和8年度 40％ 令和9年度 60％
予定価格		契約締結後に公表
最低制限価格の有無		有
低入札価格調査の有無		無
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	管工事
	建設業許可区分	管工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級管工事施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評価値	・市内業者で管工事の総合評価値が720点以上ある者
	平均実績要件	管工事の実績額が3,000万円以上ある者
	その他	・令和8年（2026年）10月2日に開札予定の本体建築工事である姫路市立南大津公民館大規模改修等（建築）工事の契約の相手方となっていない者 ・この公告と同日に公告された姫路市立南大津公民館大規模改修等（電気）工事の入札参加申込みをしていない者 ・水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定に基づき姫路市上下水道事業管理者より指定給水装置工事事業者の指定を受けている者 ・姫路市下水道条例（昭和35年姫路市条例第32号）第8条に規定する指定業者となっている者
	追加提出書類	無
資格審査提出書類		・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者証の写し ・姫路市下水道排水設備工事施工業者指定証の写し ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書
議会の議決		要しない。
その他		令和8年姫路市公告第109号「令和8年度制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和8年姫路市公告第466号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり 本体建築工事である姫路市立南大津公民館大規模改修等（建築）工事について、契約の相手方が決定しない場合は、本入札を延期し、又は執行しないことがある。